

[事案 2023-304] 新契約無効等請求

・令和6年12月6日 和解成立

※本事案の申立人は、本契約の契約者の子（相続人）である。

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年5月に契約した組立型保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還するとともに、経費・慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 契約時の家族同席の確認書面の同席者欄に、募集人の親族が自分の名前を記入していた。
- (2) 契約時、契約者には判断能力がなかった。
- (3) 契約者の収入に比較して保険料が大きすぎることで、医療費は公的医療保険制度でカバーされることから、本契約は適合性原則に違反している。
- (4) 自宅から保険会社の営業所を訪問するための往復交通費を請求する。
- (5) 両親の介護で大変な時に本対応に追われたこと、時間的・精神的な面で親孝行に影響があったこと、自身の個人情報を保険会社の内外に晒されたこと、保険会社の対応が不誠実であること等について、慰謝料を請求する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者は、募集人から設計書を用いた複数回の説明を受けた上で、納得して申込を行った。また、契約者は、意向確認書にチェックした上で申込書に自署している。加えて、本契約を解約した理由について、契約者は、契約内容や保険料についての認識が違っていたためとは話していなかった。
- (2) 家族同席の確認書面の同席者欄に募集人の親族が署名したことは、社内ルール違反でありお詫びするが、単に社内ルール違反があったというだけでは、契約を無効とするものではない。
- (3) 申立人は、遠距離介護で自宅と営業所が所在する市区町村を往復しており、本件に関わらず交通費はかかっていた。
- (4) 仮に、申立人が私用のないタイミングで営業所に来て交通費がかかっていたり、本対応に時間等を割かれたことでできなかった親孝行があったりしたとしても、同席者欄を本人以外に記入させるという不適切行為のために申立人が営業所を訪問してくることや、それによって親孝行ができなくなることは通常予見できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結当時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 家族同席の確認書面の同席者欄に、募集人が無断で募集人の親族に申立人の氏名等を記入させているが、契約者の同意があるからといって、同席したという内容の虚偽の書面を作成してしまったことは、高齢者である契約者の判断能力を補うためのルールの趣旨を全く無視しており、大いに問題がある。
- (2) 募集人が、無関係の第三者である募集人の親族に、申立人の氏名、生年月日、契約者の氏名、契約者が申し込む契約の存在等を開示したことは、個人情報保護の観点から不適切であり、申立人および契約者に対して損害賠償義務を負うべきと考えられる。
- (3) 契約者の資産状況が不明であること等から、本契約が適合性原則に反するという判断まではできないが、本契約が契約後1か月もたたずに解約されたことから、適合性がなかった可能性は完全には否定できない。